

写

27千子指導発第979号
平成28年1月26日

千代田区立学校（園）長 殿

千代田区教育委員会
教育長 島崎 友四郎
(公印省略)

千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校の対応について（通知）

平素より幼児・児童・生徒の安全を第一に学校（園）運営に当たっていただき、ありがとうございます。本区におきましては、昨今の急激な天候の変化に対応し、区として統一した臨時休校の基準を下記のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、本年3月末までは各方面への周知期間とし、本通知は平成28年4月1日を以て施行するものとします。

記

1 千代田区の対応・考え方

台風や大雪などにより、登下校の安全確保に支障をきたしたり、交通網の混乱が予測されたりする場合には、幼児・児童・生徒の安全を最優先した上で区として統一して休校の判断をします。

2 休校の判断と周知

- (1) 千代田区教育委員会は、前日以前に、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたし交通機関の混乱等が予想される場合は、区立全学校・園に休校等の指示をします。
- (2) 前日以前に、休校等の指示がない場合でも、当日午前6時の時点で下記の特別警報・警報が千代田区に発令された場合は、区立全学校・園は、1日休校・休園とします。
ア「特別警報（大雨、強風、大雪、暴風雪等）」が発令された場合
イ「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合

3 その他

- (1) 本通知において、園とは幼稚園・こども園（短時間）を示します。
- (2) 学校を休校とする場合は、朝の登校時刻と同じ時刻に学童クラブを開設します。
- (3) 登校となる場合でも、区域外通学者は地域によって気象状況が異なり、交通事情、家庭の状況等で登校・登園に支障があると家庭で判断された時は、安全が確認できるまで自宅にて待機させるようご周知ください。気象や地域の状況を理由として登校・登園できない場合は、「欠席」や「遅刻」の扱いにはなりません。（登校・登園できなかった場合は、「出席を必要としない日」の扱いになります。）
- (4) 登校（園）後の気象状況の悪化に伴い、区の判断基準とする警報等の発令又は発令が予想される場合は、今まで通り各校園において下校・降園を判断するものとします。
- (5) 千代田区のホームページの「子育て・教育」に、休校となる区の判断基準及び気象庁の警報等の発令状況の確認をリンク先として掲載しておきます。別紙参考資料を参照ください。

【担当】指導主事 畷尾 宏明
電 話 (5211)4286